

令和4年度

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会 事業計画

令和4年4月1日～令和5年3月31日

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会

令和4年度社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会事業計画

◎ 市町村社会福祉協議会の使命、経営理念、基本方針

【使命】

○市町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とします。

【経営理念】

○市町村社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開します。

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

【基本方針】

○市町村社会福祉協議会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行います。

- ①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。
- ②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」プラットフォームとしての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。
- ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- ④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

◎ 坂祝町社会福祉協議会の基本理念と職員の行動モットー

○真心あるサービス提供のために次の基本理念を掲げ、職員は行動モットーを意識して行動します。

【坂祝町社会福祉協議会の基本理念】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①地域から信頼される組織・施設づくり②安定した福祉サービスの提供及び経営基盤の確立③職員の福祉向上と人材育成 |
|--|

【坂祝町社会福祉協議会職員の行動モットー】

- | | |
|------------|------|
| ① よく聞く | (傾聴) |
| ② 確実に受け止める | (受容) |
| ③ はっきり説明する | (応答) |
| ④ 連携する | (信頼) |

(地域福祉課)

【基本方針】

本会は、地域住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的組織として、第3期地域福祉活動計画に基づき、コロナ禍でより深刻さを増した生活課題や、社会的孤立の防止などの新たな地域福祉の課題に真摯に向き合い、住民一人ひとりが孤立することなく、地域で安心して暮らし続けるため、問題・課題の早期発見と尊厳を重視しながら個別相談支援に取り組むとともに、地域住民による支え合い活動を中心とした様々な地域活動のさらなる充実を図り、「地域共生社会」の実現に取り組みます。

また、地域住民及び利用者等のニーズを的確に把握し、関係機関と連携しながら効率的・効果的な事業運営を行います。

【重点目標】

- ◎個別相談支援体制の強化と就労支援の実施（コミュニティソーシャルワーク事業）
相談支援業務を通して、生活困窮者や障がい者等要援護者への就労の課題、ひとり親家庭や外国人世帯等で家族間のコミュニケーション機会の希薄化が起因と考えられる生活環境の悪化などの生活課題が浮かび上がってきました。それらの課題解決のため、相談業務の強化とともに、5年目となる「チャレンジ就労体験事業」を通して就労のきっかけづくりや外出機会・居場所づくりを行い、地域で安心して生活するための基盤づくりの構築を進めます。
また、これらの複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制移行準備事業に町とともに取り組みます。

◎福祉共育の推進

地域住民が自分たちの生活や地域課題を発見し解決できる力をつけ、地域の福祉力を高めるため、大人も子どもも地域の中で共に育ち・支え合える地域づくりを推進します。特に小学校、中学校と積極的に関わり、学校にとっての福祉教育の位置づけを共有し、協働で福祉共育の推進が図れるように調整を進めます。

◎生活支援体制整備事業の実施（生活支援コーディネーター事業）

地域における高齢者の社会参加、いきがづくり、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向け、既存組織である支え合い団体やシニアクラブ、ふれあいサロンとの連携を図って、資源開発、担い手の育成、ネットワーク構築を推進すると

ともに、新たに生活支援ボランティア養成講座を開催し担い手の養成を図り、ニーズとサービスのマッチングを推進します。

また、町直営の地域包括支援センターとの連携を密にし、町民にとって、より効果的で効率的な事業の進め方を協議していきます。

(介護サービス課)

【基本方針】

第8期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げられている、住み慣れた地域で、尊厳と個別性が尊重され安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、多職種との連携を図り、自立支援と要介護状態等の軽減又は悪化の防止を推進するとともに、中・重度者のお客様の利用も積極的に受け入れます。

また、介護者とのコミュニケーションを積極的に図ることで、介護者の負担を軽減するとともに、介護サービスの利用環境の改善・充実に努めます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き衛生管理・感染予防を徹底し、安心してサービスを利用していただける環境を整備します。

【重点目標】

◎居宅介護支援事業所

コロナ禍で生活様式が変わる中、利用者、職員の心身状態を配慮し、人とのつながりが途切れることなく過ごせられるようマネジメントをしていきます。

また、社会福祉協議会の中の居宅介護支援事業所として、地域との関わりを持ち、要介護となる前から存在を知っていただけるよう働きかけます。

介護保険制度では対応できない部分について、他機関にも働きかけて問題解決に向けて取り組んでいきます。

◎訪問介護事業所

在宅生活の中心となるご家庭でサービスを行なう訪問介護事業所として、利用者自身が培ってきた生活リズムに合わせたサービスの提供を行なうことで、継続して在宅生活が可能となるよう支援します。

また制度外サービスとして院内介助のほか、生活環境整備支援なども検討・実施していきます。

障がい児・者の受け入れも関係機関と連携しながら積極的に行っていきます。

◎通所介護事業所

利用者が住み慣れた地域や住まいで利用者が望む形の生活が続けられるよう、通所介護では自立支援のためのサービス提供を行います。具体的には通所介護計画書を全職員が周知し、利用者ニーズに沿った統一した個別ケア・リハビリを行っていきます。

ます。

特に、今年度は生活リハビリの強化に取り組むため個別浴槽の設置を行います。

【事業内容】

ア. 法人運営事業

(1) 組織の基盤強化

- ・ 行政、民生委員・児童委員、福祉機関、各種機関・団体との連携強化
- ・ 事業運営財源の確保並びに財政基盤の強化
- ・ 自治会長への社協事業及び会費募集についての説明会の開催
- ・ 福祉委員の配置、ひと声運動の推進
- ・ 会計士、社会保険労務士の指導による法人の適切な経営
- ・ 情報公開に対応した文書管理
- ・ 研修、各種セミナー等への積極的参加による役職員の資質向上
- ・ 視察研修、研修実習生の積極的な受け入れ

(2) 組織運営

- ・ 理事会、評議員会、監査会の開催

(3) 企画・広報

- ・ 第14回坂祝町社会福祉大会の開催
- ・ 社協だよりの発行（年4回、各2500部）
- ・ 社協ホームページの随時更新
- ・ SNSの活用による社協情報の随時発信
- ・ マスコットキャラクター「つぐみちゃん」の活用

(4) 要援護者支援

- ・ 災害時の受け入れ体制の整備（訓練実施）
（災害ボランティアセンター設置・福祉避難所開設時の対応）

(5) 子ども・子育て支援

- ・ 子育て支援サロン「きらきらパーク」の開催
- ・ コミュニティ・スクール事業への協力

(6) 調査・研究

- ・ 法人後見事業実施に向けた調査・研究

イ. 共同募金配分金事業

(1) 坂祝町共同募金委員会運営

- ・ 配分額の適正化を図るための委員会の開催
- ・ 募金趣旨の徹底と広報活動
（共同募金運動説明会の開催・広報による募金活動PR等）
- ・ 募金活動への参加促進
（戸別募金・職域募金・街頭募金・法人募金などを実施）

(2) 赤い羽根共同募金配分金事業の実施

- ・ふれあいサロン支援事業
- ・福祉車両貸出事業
- ・生活困窮者食糧支援事業
- ・社協だより発行事業
- ・第14回坂祝町社会福祉大会

(3) 歳末たすけあい事業の実施

- ・老人福祉施設・障がい者福祉施設・児童養護施設入所者激励慰問
- ・老人福祉施設へクリスマスプレゼント配布
- ・ひとり親家庭へクリスマスプレゼント配布
- ・寝具クリーニング事業の実施（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・介護用品支給等の実施（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・灯油の支給（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・一人暮らし高齢者等への年賀状配布

(4) 社協指定・メニュー事業の実施

- ・経済的困窮者の就労のための機器整備事業（電動アシスト自転車）
- ・災害ボランティアセンター機器整備事業（ポータブル電源）

ウ. ボランティア事業

(1) ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア登録者及び団体の管理（台帳整備、保険加入手続き、事務管理）
- ・ボランティアコーディネート
（活動希望者、支援希望者の相談・援助連絡調整）
- ・ボランティアの育成支援（新規開拓、養成、研修）
- ・ボランティア活動の普及啓発（ボランティアだより発行）
- ・ボランティアルームの管理（ボランティアセンター機能）
- ・災害備蓄倉庫の管理

(2) ボランティア団体連絡協議会の支援

- ・ボランティア団体連絡協議会の定期開催
- ・第6回ボランティア交流会の開催
- ・ボランティア活動応援助成事業

(3) 次世代を担う子どもたちの育成・環境の拡充

- ・福祉協力校（園）事業（町内3園3校）
- ・社協事業（介護サービス事業所を含む）への学生ボランティアの積極的受け入れ
- ・福祉学習（小学校・中学校）を含む、学校活動への積極的な参加

エ. 在宅福祉事業

(1) 要援護者に対する在宅での自立生活の支援

- ・福祉器具貸出事業（車イス・ベッド・シルバーカーの貸し出し）
- ・福祉車両貸出事業

(軽スロープ車1台・軽助手席スライドタイプ車1台・ワンボックス車1台)

(2) 生活支援と介護予防の推進

- ・ 生活支援ボランティア養成講座の開催
- ・ 食事サービス (年24回)
- ・ 筋力アップトレーニング機器一般開放
- ・ オリエンテーション (年8回)、スキルアップ講習 (年8回)
- ・ 傾聴ボランティアによる生活支援事業

オ. 坂祝町総合福祉会館指定管理事業 (指定管理者)

- ・ 総合福祉会館サンライフさかほぎの経営
利用料等の受益者負担の徴収
- ・ 地域福祉・健康増進の拠点としての有効活用
- ・ 福祉事業所製品の販売機会の提供
- ・ 心配ごと相談所の開設
(一般相談・法律相談・身障相談・子ども相談・年金相談)
- ・ 指定管理者としてのセルフチェックの実施

カ. 受託事業 (町受託)

- ・ コミュニティソーシャルワーク事業 (くらし安心相談室サンライフの運営)
- ・ 重層的支援体制整備移行準備事業
- ・ チャレンジ就労体験事業
- ・ 生活支援コーディネーター事業
生活支援ボランティアによる生活支援事業の支援
地域での支え合いの担い手の育成
- ・ 坂祝町高齢者活動支援事業 (シニアクラブ協助員)
- ・ ふれあいサロン支援事業
- ・ 高齢者筋力アップ教室の開催 (20回コース、8回コース。それぞれ年2期)
- ・ 軽度生活援助事業 (訪問介護員派遣事業)

キ. 相談支援事業

- ・ 臨時小口資金貸付事業の実施

ク. 日常生活自立支援事業 (県社協受託)

- ・ 日常生活自立支援事業

ケ. 生活福祉資金貸付事業 (県社協受託)

- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 臨時特例つなぎ資金貸付事業

コ. 居宅介護支援事業

- ・ 坂祝町居宅介護支援事業所の経営
- ・ 社会資源の活用を意識したケアプランの作成

サ. 訪問介護事業

- ・ 坂祝町社協指定訪問介護事業所の経営
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における第Ⅰ号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の実施
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における第Ⅰ号訪問事業（訪問型サービスA）の実施

シ. 通所介護事業

- ・ 坂祝町デイサービスセンターの経営
- ・ 坂祝町社協指定生活介護事業所の経営
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における第Ⅰ号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の実施

ス. 障がい者自立支援居宅介護事業

- ・ 坂祝町社協指定居宅介護事業所の経営